

申請についての注意事項

一 特別徴収税額の納期の特例の制度について

- ① この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、そこで給与の支払いを受ける者が常時10人未満である事務所、事業所その他これに準ずるもの（給与の支払事務を取り扱うものに限る。）を有する特別徴収義務者であります。（特例の適用の申請者は、二の1を参照してください。）
- ② ①に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、特別徴収税額の納入先の市区町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- ③ この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の特別徴収税額は、次に掲げる期限までに納入することになります。
（給与所得に係るもの）
6月から11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
12月から（翌年）5月までに特別徴収した税額 6月10日まで
（退職所得に係るもの）
6月から11月までに特別徴収した税額 12月10日まで
12月から（翌年）5月までに特別徴収した税額 6月10日まで
- ④ 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合にはその旨を遅滞なく特別徴収税額の納入先の市区町村長に届け出なければなりません。

◎ 注意

滞納や著しい納付納入の遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
また、この承認を受けても、新たに町（区、市、村）税を滞納したり、納付納入の遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意願います。

二 申請書の書き方

- 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。
ただし個人の住所地又は法人の本店もしくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で特別徴収及び納入を行っているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称、並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 「②」欄には特別徴収税額の納入先の市区町村長から通知されている「特別徴収指定番号」を記入してください。
- 「③」欄には連絡に便利な電話番号を記入してください。
- 「④」欄には特例の適用を希望する年税額、期別ごとの納入予定額を記入してください。
- 「⑤」欄には申請の前6ヵ月間の各月末の人員を記入してください。
この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数をうち数として（ ）内に記入してください。
- 「⑥」欄には、該当する場合に限り必要事項を詳細に記入してください。
- 「⑦」欄は、該当を○で囲んでください。